

01940

事業報告書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 大心会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 津島市埋田町2丁目63番地
 (主たる事務所)
- (従たる事務所)
- (3) 設立認可年月日 平成 23 年 9 月 6 日
- (4) 設立登記年月日 平成 23 年 9 月 16 日
- (5) 役員及び評議員

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	大橋産婦人科 クリニック	愛知県津島市埋田町2丁目63番地	一般病床 10床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

- (3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年10月16日	令和 2 年度決算承認の件、役員報酬変更の件
令和 4年 8月17日	令和 4 年度事業計画および予算承認の件、役員報酬変更の件

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

01940

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
- (9) そ の 他

法人名 医療法人 大心会
所在地 津島市埋田町2丁目63番地

※医療法人整理番号 01940

貸 借 対 照 表
(令和 4年 8月31日 現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	84,565	I 流 動 負 債	15,937
II 固 定 資 産	37,781	II 固 定 負 債	30,000
1 有 形 固 定 資 産	22,137	負 債 合 計	45,937
2 そ の 他 の 資 産	15,614	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	53,000
		II 積 立 金	23,379
		純 資 産 合 計	76,379
資 産 合 計	122,316	負債及び純資産合計	122,316

法人名 医療法人 大心会
所在地 津島市埋田町2丁目63番地

※医療法人整理番号 011940

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	221,130
2 事 業 費 用	236,721
本 来 業 務 事 業 損 失	15,591
事 業 損 失	
II 事 業 外 収 益	15,591
III 事 業 外 費 用	5,657
經 常 損 失	4
IV 特 別 損 失	9,938
稅 引 前 当 期 純 損 失	62
法 人 稅 等 負 擔 額	10,000
當 期 純 損 失	71
	10,071

法人名 医療法人 大心会
所在地 津島市埋田町2丁目63番地

※医療法人整理番号 01940

財産目録
(令和4年8月31日現在)

1. 資産額	122,316 千円
2. 負債額	45,937 千円
3. 純資産額	76,379 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	分	金額
A 流動資産		84,565
B 固定資産		37,751
C 資産合計	(A+B)	122,316
D 負債合計		45,937
E 純資産	(C-D)	76,379

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

01940

監事監査報告書

医療法人 大心会
理事長 大橋 由政 殿

私は、医療法人 大心会の令和3会計年度（令和3年 9月 1日から令和4年 8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月16日

医療法人 大心会

監事 寺田 靖子